

令和 8 年度 地域の子どもの福祉のための助成 募集要項

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
神戸市共同募金委員会

1. 助成事業の目的

この要項は、兵庫県共同募金会（以下「県共募」という。）および神戸市共同募金委員会（以下「市共募」という。）が、中央共同募金会を通じて、企業から寄せられた寄付金を財源とし、児童福祉施設や児童福祉の推進を図る団体（以下「団体等」という。）による地域の児童福祉事業に対して助成を行うことにより、子どもの貧困や虐待防止の活動を促進することを目的とする。

2. 助成対象事業

- (1) 緊急に支援が必要な児童や世帯を直接支援する事業
虐待やDV等により、緊急に支援を必要とする児童や世帯に対し、相談援助や居住場所の確保、生活物資の提供など直接支援する事業
※児童福祉施設の公的補助事業は除く。
- (2) 困窮または孤立している児童とその世帯のための支援・啓発事業
ひとり親家庭や外国にルーツをもつ等の事情により困窮または孤立している児童とその世帯のための支援、ヤングケアラーへの支援、虐待防止等に関する啓発事業等
※単発事業の助成については、概ね 10 名以上の児童が参加していること。
- (3) 児童福祉施設の設備等改善事業
入所児童の処遇環境改善に寄与する設備等改善（児童が直接使用する設備等に限る）
- (4) 社会福祉施設連盟等が実施する事業
児童福祉施設等が加盟する組織団体が、加盟施設間の合同行事や職員の資質向上等を目的として行う合同研修等の事業
- (5) こどもの居場所事業
こども食堂やこどもの学習支援等、こどもの居場所を運営する事業
※概ね毎回 5 名以上の児童が参加していること。

3. 助成対象団体等 ※下記 (1) ～ (3) 全て満たすもの

- (1) 子どもの貧困や虐待防止等、児童福祉の推進を図ることを目的に活動する児童福祉施設や団体であること。法人格の有無は問わない。
 - ① 子どもの貧困や虐待防止のために活動を実施していると判断される団体等
 - ② ひとり親家庭、外国にルーツをもつ等の事情により困窮または孤立している児童とその世帯のための支援や里親支援、ヤングケアラーへの支援を行う団体等
 - ③ 児童福祉施設等
児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、医療型障害児入所施設、ファミリーホーム
※保育園および幼保連携型認定こども園、放課後等デイサービス事業所および児童発達支援事業所は本助成の対象外とする。

- ④児童福祉施設が加盟する組織団体であって、加盟施設間の合同行事や職員の資質向上等を目的とした合同研修を行う団体等

※保育園連盟を含む

- ⑤こどもの居場所を運営する団体等

- (2) 営利を目的としない団体等であること。
 (3) 前年度までに設置または結成されている団体等であり、当年度の「地域の子どもの福祉のための助成募集要項」発出時点において継続して活動を実施していること。また、前年度に概ね月 1 回もしくは概ね年 12 回の活動を行っている団体等であること。

4. 助成対象外の団体等

※上記「2. 助成対象事業」「3. 助成対象団体等」の記載にかかわらず、次のいずれかに該当する団体等は助成対象外とする。

- (1) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体等、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体等。

※反社会的勢力に該当する団体等とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体等をいう。

- (2) 本会または関連する支援団体や行政機関等からの助成金、補助金、委託金、事業報酬等に関して、過去 1 年以内にこれら交付金等の取り消し、処分等を受けている団体等。

5. 助成対象となる事業の実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日の間で実施される事業とする。また、令和 8 年度以内に実施された事業であれば、遡及して助成対象とすることができる。

6. 助成上限額

助成事業ごとの助成上限額は次のとおりとする。

	区 分	助成上限額
(1)	緊急に支援が必要な児童や世帯を直接支援する事業	60 万円
(2)	困窮または孤立している児童とその世帯のための支援・啓発事業	50 万円
(3)	児童福祉施設の設備等改善事業	50 万円
(4)	社会福祉施設連盟等が実施する事業 加盟施設数 5 施設まで：上限 20 万円 6 施設から 10 施設まで：上限 50 万円 11 施設から 15 施設まで：上限 70 万円 16 施設以上：上限 100 万円	左記のとおり

(5)	こどもの居場所事業	5 万円
-----	-----------	------

※ 1 団体（児童福祉施設は 1 施設）につき 1 区分のみ申請可とする

対象経費は下表のとおり

費 目	詳 細
備 品 整 備 費	事業実施のために必要な備品の購入費 ※但し備品等の老朽化に伴う購入費は対象外
拠 点 整 備 費	事業実施のための設備等の改修費 ※但し設備等の老朽化に伴う改修費は対象外
会場費・会議費	事業実施のための会場使用料や打合せ等の会議実施に要する費用
旅 費 交 通 費	外部講師の旅費やボランティアの交通費等
通 信 運 搬 費	事業実施のための郵送費、通信費、宅配便代等
印 刷 製 本 費	コピー代もしくは印刷物の作成費
消 耗 品 費	事業実施のための材料等の物品購入費
保 険 料	行事保険料、ボランティア保険料
謝 金	講師、ボランティア等への謝金 ※但し助成対象事業に該当することが明確であるもの

※なお以下のような費用は原則として対象外とする。

- ・団体等の運営に伴う経費
（団体等構成員の賃金や役員経費、事務所の管理費や借上費等）
- ・団体等構成員の飲食代

7. 助成の申請スケジュール及び手続き

(1) 申請受付締切

令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）（必着）

(2) 申請手続き

助成を受けようとする団体等は、以下の書類を本会へご提出ください。

助成金申請書様式は本会ホームページよりダウンロードができます。

(<https://www.with-kobe.or.jp/detail/j-other/>)

①定款・規約・会則等

- ②役員名簿もしくは構成員名簿
 - ③前年度の決算書・事業報告書・会計報告書等（任意団体は収支報告書等）
 - ④様式1 助成申請書
 - ⑤様式2 助成金収支見込表
 - ⑥助成申請チェックリスト
 - ⑦団体等の活動がわかる書類（パンフレット等）
 - ⑧見積書・カタログ等（申請段階では一業者の見積もりで可、インターネットの販売サイトの資料でも可）
- ※備品整備費、拠点整備費を含む助成を希望する団体等のみ。

8. その他申請要件および留意事項

- （1）寄付者である企業が「地元に貢献している」と実感できる事業であること。
- （2）1施設または1団体につき1区分のみの申請とする。
但し、助成対象上限額の範囲内で、複数の事業を実施することができる。
- （3）同一法人の複数の事業所から申請がある場合は、申請事業の重複や支援対象者の重複は認めない。
- （4）助成を受ける団体等が、やむを得ない事情により助成金の使途を変更する場合は、別途助成変更申請書を市共募に提出し、県共募の承認を受けなければならない。
- （5）国、県、市、区社会福祉協議会等、他の補助金・助成金の交付を受けている事業の場合は、本助成金の対象経費のうち、他の補助金・助成金と重複しない経費のみ対象とする。但し、応募多数の場合は他の補助金・助成金の交付を受けていない団体・事業を優先する。
- （6）寄付額および応募数によっては助成額が減額となる場合がある。

9. 事業報告

事業報告書は、神戸市共同募金委員会及び兵庫県共同募金会が確認したのち、最終的に寄付者である企業に提出する。

助成金を活用した支援を受けた子どもや親からの「ありがとうメッセージ」や事業レポート等、事業効果がわかる書類を提出する。

10. 助成事業のスケジュール（予定）

- （1）助成申請：令和8年11月13日（金）必着
- （2）助成決定の通知：令和8年12月中旬
- （3）助成金請求書の提出：令和8年12月下旬
- （4）助成金振込（県共募より）：令和9年1月中旬
- （5）報告書提出期限：令和9年3月31日（水）必着

11. 申請書・報告書の提出方法について

申請・報告ともにメール（akaihane_info@with-kobe.or.jp）で提出。

※「ありがとうメッセージ」は原本を下記送付先へ郵送にて提出。

12. 問合せ先及び送付先

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部内

神戸市共同募金委員会事務局 （岩井・向井）

TEL：078（271）5317

E-mail：akaihane_info@with-kobe.or.jp